

令和2年度減免後保育料金表

◆保育料金表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	基準額 a	減免額 b	減免後の額 c (a-b)	基準額 a	減免額 b	減免後の額 c (a-b)
第1階層	生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3階層	町民税均等割課税世帯	10,000	4,000	6,000	10,000	4,000	6,000
第4階層	町民税所得割課税額48,600円未満	14,000	5,600	8,400	13,800	5,520	8,280
第5階層	町民税所得割課税額72,800円未満	19,000	7,600	11,400	18,700	7,480	11,220
第6階層	町民税所得割課税額97,000円未満	24,000	9,600	14,400	23,600	9,440	14,160
第7階層	町民税所得割課税額133,000円未満	31,000	12,400	18,600	30,500	12,200	18,300
第8階層	町民税所得割課税額169,000円未満	39,000	15,600	23,400	38,400	15,360	23,040
第9階層	町民税所得割課税額301,000円未満	47,000	18,800	28,200	46,100	18,440	27,660
第10階層	町民税所得割課税額397,000円未満	55,000	22,000	33,000	53,800	21,520	32,280
第11階層	町民税所得割課税額397,000円以上	63,000	25,200	37,800	61,400	24,560	36,840

◆ひとり親世帯等の保育料金表（世帯の町民税所得割課税額が77,101円未満の場合）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	基準額 a	減免額 b	減免後の額 c (a-b)	基準額 a	減免額 b	減免後の額 c (a-b)
第2階層	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3階層	町民税均等割課税世帯	4,500	1,800	2,700	4,500	1,800	2,700
第4階層	町民税所得割課税額48,600円未満	6,500	2,600	3,900	6,400	2,560	3,840
第5階層	町民税所得割課税額72,800円未満	9,000	3,600	5,400	9,000	3,600	5,400
第6階層	町民税所得割課税額77,101円未満	9,000	3,600	5,400	9,000	3,600	5,400

※保育料金表における注意事項

- 表における町民税所得割課税額とは、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除を適用する前の税額です。
- 月の中途中で入退所した児童の保育料は、日割り計算とし、10円未満の端数は切り捨てとなります。